

(8) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

一部改正	平成 4年 6月 10日付	4 構改D第293号
一部改正	平成 5年 7月 6日付	5 構改D第521号
一部改正	平成 6年10月 5日付	6 構改D第518号
一部改正	平成 7年12月22日付	7 構改D第789号
一部改正	平成 8年11月19日付	8 構改D第682号
一部改正	平成 9年11月 5日付	9 構改D第672号
一部改正	平成10年 6月 10日付	10 構改D第 55号
一部改正	平成11年 7月 14日付	11 構改D第486号
一部改正	平成12年 8月 21日付	12 構改D第675号
一部改正	平成13年 8月 10日付	13 農振第1262号
一部改正	平成14年 8月 8日付	14 農振第 953号
一部改正	平成15年 5月 26日付	15 農振第 227号
一部改正	平成18年 8月 24日付	18 農振第 857号
一部改正	平成19年 8月 8日付	19 農振第 837号
一部改正	平成20年 8月 26日付	20 農振第 962号
一部改正	平成21年 7月 13日付	21 農振第 834号
一部改正	平成22年 7月 30日付	22 農振第 907号
一部改正	平成24年 3月 21日付	23 農振第2583号
一部改正	平成25年 3月 28日付	24 農振第2532号
一部改正	平成26年 3月 28日付	25 農振第2310号
一部改正	平成26年 7月 17日付	26 農振第 993号
一部改正	平成27年 7月 30日付	27 農振第1104号
一部改正	平成28年 6月 27日付	28 農振第 823号

各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 構造改善局長通知

この度、国営及び都道府県営土地改良事業について、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営及び都道府県営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「国営及び都道府県営土地改良事業における
地方公共団体の負担割合の指針」

H28.6
(単位：%)

(国営：その1)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費 畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水<一般型>	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) << >>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (())書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 「田以外：特殊土壌等」とは、平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。			
		(かんがい排水)	70	70	20	8				
		(造成土地改良)	70	2/3	23.4	8				
		(造成土地改良施設整備)	67.5	2/3	20.9	8				
		(明渠排水)	65	2/3	19	8				
		(内水排除)	60	2/3	17	6				
		(施設改修)	[※]	[2/3]	[17]	[7]				
		(総合かんがい排水)	(※)	(2/3)	(17)	(6)				
		(畑地帯水源整備)	<65>	<2/3>	<30>	<3.4>				
		(広域かんがい排水)	<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>				
		<<※>>	<<70>>	<<30>>	<< 0>>					
		((※))	((2/3))	((19.4))	((9))					
		{ただし田以外：特殊土壌等}								
		65	2/3	17	6					
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}								
		50	50	25	10					
	<特別型>	74	70	25	5					
	(かんがい排水)	69	70	20	8					
	(内水排除)	69	2/3	23.4	8					
	(総合かんがい排水)	66	2/3	21	8					
	(畑地帯水源整備)	63	2/3	19	7					
	(広域かんがい排水)	58	2/3	17	6					
		{ただし田以外：特殊土壌等}								
		63	2/3	17	6					
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}								
		48	50	25	9					
農用地再編整備事業費 国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費	国営農用地再編整備<一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)		75	70	17.5	5	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。			
			60	2/3	17	6				
			< ※ >	< 2/3 >	<24.4>	< 5 >				
			< 65 >	< 55 >	<30 >	< 10 >				
			< 60 >	< 55 >	<28 >	< 11 >				
			< 50 >	< 50 >	<29 >	< 14 >				
			(※)	(2/3)	(25.2)	(5)				
			<特別型>	74	70	17		5		
			(農地開発)	58	2/3	17		6		
			(総合農地開発)							
直轄干拓事業費	国 営 干 拓<一般型>		72	70	13	0				
			72	2/3	16.4	0				
			70	70	12	0				
			70	2/3	15.4	0				
			<特別型>	75	70	15		0		
			75	2/3	18.4	0				
			72	70	13	0				
			72	2/3	16.4	0				
		総合農業防災事業費	国営総合農地防災<一般型> (総合農地防災)		75	70		30	0	
					65	2/3		30	3.4	
	※			50	35	15				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	65 60 50 <※> ※ ※ ※	65 60 50 <50> 45 50 55	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25	7 8 10 <11> 10 10 10	<>書はかんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。		
	基幹水利施設補修	50 ※	50 45	25 27.5	10 10			
	基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。		
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
	圃場整備補助	担い手育成型	※ <※>	50 <50>	27.5 <25>	10 <10>	<>書は高度利用型に適用する。	
		一般型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 55 55 50 50 45	17.5 20 25 22.5 27.5 25 27.5	7 8 10 8 10 10 10		
			資源活用型	50 45	50 45	25 27.5		10 10
			諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	<55> (※) 50 45	<50> (50) 50 45		<32.5> (27.5) 25 27.5
水田農業振興緊急整備	※			50	27.5	10		
諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。		
	農村環境保全整備推進モデル	※ ※	50 55	25 25	10 10			
	新農業水利システム保全対策	※	50	25	10			
	畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25	10			
	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	50	25	10	
(担い手支援型)			※	50	25	10		
(緊急整備型)			50	50	25	10		
(一般型)			65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
畑地帯開発整備		(一般型)	70	55	30	6		
		(農林地一体型)	65 60 55	50 50 50	32.5 30 27.5	7 8 8		
			(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0 0	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
		(農村総合整備)	{ 60 } < 55 > 50	{ 50 } < 50 > 50	{ 30 } < 27.5 > 25	{ 8 } < 9 > 10		〔 〕書は従前の総バ事業、 < >書は従前のミニ総バ事業に 適用する。 ()書は注5)に適用する。 < >書は特殊地域等に適用 する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)		
	(地域開発関連整備)	<※> 50 45	<55> 50 45	<25> 25 27.5	< 10 > 10 10			
	農村振興整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
		(中山間地域総合 整備)	<2/3> 60 <55>	<50> 55 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 10 <8>		< >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。 ()書は農地機能保全対策 に適用する。
		(農地環境整備)	60	55	30	10		
	(中山間地域総合 農地防災)	※ ※	(55) 55	(32) 29	(13) 14			
農業生産基盤整備 事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
				60	55	34	11	
				60	50	39	11	
				55	50	34	16	
				50	50	32	18	
			※	55	34	11		
			※	50	34	16		
			(ため池等整備)	< 60 >	<55>	<37>	< 8 >	
				< 60 >	<50>	<42>	< 8 >	
				60	55	28	11	
	60	50		33	11			
	<50>	<50>		<32>	<18>			
	<※>	<50>	<32>	<18>				
	50	50	29	14				
	※	50	29	14				
※	55	29	14					
(※)	(55)	(28)	(11)					
(湛水防除)	60	55	37	8				
	60	50	42	8				
	55	50	37	13				
	50	50	32	18				
農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。		
農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 <※> 60 60 <※> 55 50 [※] [※]	55 55 <55> 55 50 <50> 50 [55] [50]	41 41 <35> 34 39 <35> 34 32 (35) [29] [29]	4 4 <10> 11 11 <15> 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 < >書は国営総合農地防災事 業に付帯する県営防災事業に適 用する。 ()書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)		
震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	< 8 > <18>			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。 注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
		※	55	39	6		
		※	55	34	11		
		※	50	34	16		
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	
			<60>	<50>	<42>	<8>	
			<※>	<55>	<42>	<3>	
			60	55	28	11	
			60	50	33	11	
			※	55	33	11	
			<50>	<50>	<32>	<18>	
<※>	<55>		<32>	<13>			
<※>	<50>		<32>	<18>			
<※>	<55>		<32>	<13>			
(湛水防除)	60	55	37	8			
	60	50	42	8			
	※	55	42	3			
	55	50	37	13			
	※	55	37	8			
	50	50	32	18			
	※	55	32	13			
※	55	35	10				
※	50	29	14				
※	55	29	14				
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55	30	10			
	※	50	32	18			
	50	50	29	14			
	45	45	31	16			
	40	40	30	11			
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に付帯する県営防災事業に適用する。	
		65	55	41	4		
		60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	55	34	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
		※	50	35	15		
		※	55	39	6		
		※	55	34	11		
		(※)	(50)	(35)	(10)		
		(※)	(55)	(35)	(10)		
<※>	<55>	<35>	<10>				
<※>	<50>	<35>	<15>				
(農村災害対策整備)	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>			
	※	50	29	14			
	(※)	(55)	(29)	(14)			
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			<※>	<50>	<25>	<11>	
			※	45	27.5	10	
			※	50	25	10	
			※	55	25	10	
			※	55	25	10	
			[※]	[50]	[25]	[10]	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ					
戸別所得補償実施 田圃滑化基盤整備 事業費	農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。			
		(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10				
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10				
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10				
		(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10				
	草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。				
	農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15					
6次産業化等促進 基盤整備事業	水 利 施 設 整 備		65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> <50> 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5		10 10	営農環境整備(注15)を除く。	
			(畑地帯担い手育成型)	※	50	25		10		
			(畑地帯担い手支援型)	※	50	25		10		
			(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25		10		
			(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25		7.5 10		
		農 山 漁 村 地 域 整 備 事 業 費	農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金	経営体育成基盤整備	<※> <※> (50) (※) (※)	<50> <55> (50) (50) (55)		<27.5> <27.5> (25) (25) (25)	<10> <10> (10) (10) (10)	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型、草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
				農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※		50 55	27.5 27.5	
		(畑地帯担い手育成型)	※ ※		50 55	25 25		10 10		
		(畑地帯担い手支援型)	※		50	25		10		
	(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50		25	10				
(畑地帯総合整備・一般型)	65 50	65 50	17.5 25		7.5 10					
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全面に適用する。	
		農地防災						
		(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※ ※	55 55 50 50 50 55 55 50	39 34 39 34 32 39 34 34	6 11 11 16 18 6 11 16	注7)に該当するものに適用する。	
		(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <※> 50 ※ ※ (※)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 (11)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
		(湛水防除)	60 60 55 50 ※ ※	55 50 50 50 55 50	37 42 37 32 35 35	8 8 13 18 10 15	総合農地防災事業で実施する湛水防除を含む。	
		農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。	
		水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災						
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	60 60 55 55 50 ※ (※) <※> <※>	55 50 55 50 50 50 (50) <55> <50>	34 39 34 34 32 35 (35) <35> <35>	11 11 11 16 18 15 (10) <10> <15>	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。	
		(農村災害対策整備)	※ ※ ※ (※) [※]	<2/3> 55 50 (55) [55]	<29> 29 29 (29) [32]	<4.4> 14 14 (14) [13]	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保全管理施設に係るものに適用する。 ()書及び[]書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[]書は農地機能保全対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
		中山間総合整備						
		(中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		(農地環境整備)	60	55	30	10		

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金	集落基盤整備	※ 50 <※> [50] [※]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 <25> [25] [27.5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) <>書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。	
		農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
		農業水利施設保全合理 化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関 ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉍毒対策事業費補助	鉍 毒 対 策	65 50	50 50	44 32	6 18		
		農 道 整 備	50 45	50 45	25 27.5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
		農 地 整 備						当農環境整備(注15)を除 く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
		(畑地帯担い手育 成型)	※ ※	50 55	25 25	10 10		
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
		草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
		農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15		
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)
農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理 化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	50 <※> ※ ※ [※]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農村地域復興再生 基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	
		(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10	
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。
		農 地 防 災					
		(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※ ※	55 55 50 50 50 55 55 50	39 34 39 34 32 39 34 34	6 11 11 16 18 6 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <※> 50 ※ ※ (※)	<55> <50> 55 50 <50> <50> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 (11)	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※ 50 40	50 50 40	32 29 30	18 14 11	地すべり対策を除く。
		地 盤 沈 下 対 策 農 村 環 境 保 全					
		(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るも のは、注4)による。 ()書は特定農業用管路等 特別対策に適用する。
		(農村災害対策整 備)	※ (※)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。
	震 災 対 策 農 業 水 利 施 設 整 備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	中 山 間 総 合 整 備						
	(中山間地域総合 整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
	集 落 基 盤 整 備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整備 促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
農地集積・集約 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)

(都道府県営: その30)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ				ウ
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地保全整備 (農地保全整備)	60	52	31	11	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。	
		55	50	31	13		
		50	50	29	14		
	地盤沈下対策 農村環境保全	(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。
			60	50	39	11	
			55 (※)	50 (50)	34 (35)	16 (10)	
		(農村災害対策整備)	※ (※)	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。
	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。	
	(中山間地域総合整備)	60	60	30	7		
	集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
農業生産基盤保全管理推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)

注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、※印は平成5年度以降の新規制度を示す。

注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。

注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。

注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。
(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。

注6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、沖縄振興公共投資交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)及び農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農業基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1の1及び運用別紙6の第1の2に掲げるもの、地

域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。))の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(1)から(4)まで、同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2、沖繩振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIの1及び運用別紙6の第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、3、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について(平成26年2月6日付け25農振第1921号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農村地域防災減災事業実施要領(以下「H24防災減災事業実施要領」という)の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3)及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1及び運用別紙6の第1の2に掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIの1(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、H24防災減災事業実施要領の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(1)から(3)までに掲げるもの。

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIの1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、H24防災減災事業実施要領の要領別紙11(広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用)別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIの1(4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。

注8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで並びに(4)から(6)まで、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱(昭和54年4月3日付け54構改D第239号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2、土地改良施設耐震対策事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平成21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)から(3)まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1)及び(2)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(6)並びに2に係る(1)から(3)まで、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4から7まで、同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から3まで及び同要綱の要領別紙9(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5まで、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(7)並びに2の(1)から(3)、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIIの1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4、6及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙3(河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙3(河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業。

水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙2第3の2の運用別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のIIの1(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ

及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(2)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のⅡの1(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙2第3の2の運用別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4及び6、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のⅡの1(1)のエ、(2)のエ、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの。

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙7(農業用河川工作物応急対策事業に係る運用)の第2の1から3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の①から③まで及び(2)の①から③まで並びに同要綱第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるものとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるものとされたもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙6(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の要領別紙12別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるものとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10(水質保全対策事業に係る運用)の第2の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

